

長坂埋立跡地ガス・水質調査業務委託仕様書

標記業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、次項に定める項目について、下記履行場所において排出される浸出水及びガス中の濃度等の測定を行い、その結果と法令その他文献等との比較検討により、現段階における長坂埋立跡地の安定化の状態の推定に資することを目的として行うものである。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市 長坂 5丁目3678番地 ほか
4	業務内容	(1)測定項目 (2)測定方法 (3)測定回数、試料の採取か所及び採取時期 (4)試料採取場所 詳細については、別紙1を参照
5	特記事項	(1)報告書等の提出については、別紙1を参照とすること。 (2)採水時は浮遊物質や外壁等を採取しないよう、十分に洗浄・注意すること。 (3)採水器具としてペーラー等を用いる場合は、ロープ部に周辺土が付着することで井戸内に土成分が混入しないよう注意すること。
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等に準ずる
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量証明事業所:濃度(①大気中の物質、②水または土壌中の物質)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払い方法	委託料の支払は、業務完了後一括支払いとする。
10	その他事項	(1)受託者は、試料採取、水質測定その他、本業務を遂行する上で必要な作業については、自ら行うものとする。 (2)受託者は、業務の方針、条件等に疑義を生じた場合は、市と協議し明確にするものとする。 (3)受託者は、業務の適切な遂行を図るため、市と常に密接な連絡を取るものとする。 (4)採取日時等、業務遂行上必要な事項は、打合せによるものとする。 (5)この仕様書に定めない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	環境部 環境施設課 柴田 真輝 電話 046-822-9702

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	---

1. 業務計画書の提出

受託者は、本契約締結後、速やかに本業務に係る業務計画書を横須賀市に提出し承認を得るものとする。

なお、計画書には以下内容を含むものとする。

- ① 業務概要
- ② 準拠法令
- ③ 業務工程表
- ④ 採取場所、サンプリングについて（採取器具、採取方法、洗浄器具、洗浄方法）
- ⑤ 試験項目、試験法並びに定量下限値
- ⑥ 調査体系図（全体作業管理責任者及び現場責任者の氏名及び連絡方法、調査時の緊急連絡先）

2. 測定項目

(1) 水質

別表に示す項目

また、試料採取時、観測井内水位や天候等を記録すること。

(2) ガス

イ) ガスクロマトグラフ法による項目

- ①酸素
- ②メタン
- ③二酸化炭素
- ④硫化水素

ロ) 検知管法による項目

- ①酸素
- ②二酸化炭素
- ③硫化水素

3. 測定方法

(1) 水質

別表のとおり行うこと。

※ R4 年 4 月 1 日に水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の改正により大腸菌群数（MPN/100ml）に代わって大腸菌数（CFU/100ml）が示されたことにより、本業務においても以後、大腸菌数（CFU/100ml）にて実施する。

ただし大腸菌群数と大腸菌数の相関性を確認するため、R5 年度の業務のみ大腸菌群数も併せて実施する。

大腸菌群数の測定は改正前の昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号で示されていた手法で行うこと。

(2) ガス

- ・前項 イ) に掲げる項目については、ガスクロマトグラフ法による。
- ・前項 ロ) に掲げる項目については、検知管法による。

4. 測定回数、試料の採取か所及び採取時期

(1) 水質

年 2 回 1 か所 (位置図 No. 1 観測井)

(2) ガス

イ) ガスクロマトグラフ法の項目 年 2 回

ロ) 検知管法の項目 年 4 回

採取か所は、イ)、ロ) とともに 3 か所 (位置図 No. 1 ~ No. 3 観測井)

※採取時は JIS K 0095 を参考として行う。

(3) 水質・ガス試料の採取時期

採取時期	令和 5 年 6 月	令和 5 年 9 月	令和 5 年 12 月	令和 6 年 3 月
水質	○	—	○	—
ガスクロマトグラフ法	○	—	○	—
検知管法	○	○	○	○

5. 試料採取場所

別紙位置図のとおり

6. 報告書等の提出

受託者は、業務終了後速やかに報告書等を横須賀市長あてに提出すること。

報告書形式: A4 版印刷物 並びに電子データ (CD-R または DVD-R1 枚に記録したもの)
各 1 部

なお、分析終了後に提出する報告書の内容は以下を含むものとする。

① 業務概要

- ・業務名
- ・調査目的
- ・調査場所
- ・測定年月日
- ・調査項目

② 調査結果

- ・ 調査結果一覧
- ・ 計量証明書

③ 水質試料採取状況、水質分析状況、その他作業記録を撮影した写真

7. その他

● ガス測定の定量下限値の目安

	ガスクロマトグラフ法		検知管	
酸素	0.1	%	1	%
硫化水素	0.5	ppm	0.5	ppm
メタン	0.01	%	—	%
二酸化炭素	0.01	%	0.01	%

- 本業務においては性状の把握、安定化の進行程度をみることを目的であり、抑制基準等は適用されないが、既往調査結果等との整合をとるために、上記の表の値とする。
- 本調査業務のうち測定項目のガスについては、畑の中の調査地点に設置された既設管（φ50mmから200mmの塩ビ管）内より試料を採取し、試験を行うものとする。
- 観測井内の水位低下により試料採取が不可となった場合、代わりに長坂浄化センター流入水を採取し、分析すること。

別表

排水基準項目(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

	項目名	測定法
1	カドミウム及びその化合物	昭和四十九年九月環境庁告示第 六十四号で定める方法
2	シアン化合物	
3	有機燐化合物	
4	鉛及びその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
8	アルキル水銀化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
10	トリクロロエチレン	
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	チウラム	
21	シマジン	
22	チオベンカルブ	
23	ベンゼン	
24	セレン及びその化合物	
25	ほう素及びその化合物	
26	ふっ素及びその化合物	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
28	1,4-ジオキサン	
29	水素イオン濃度(pH)	
30	生物学的酸素要求量(BOD)	
31	化学的酸素要求量(COD)	
32	浮遊物質(SS)	
33	ノルマンヘキサン抽出物質含有量(鉱油類・動植物油脂類合算値)	
34	フェノール類含有量	
35	銅含有量	
36	亜鉛含有量	
37	溶解性鉄含有量	
38	溶解性マンガン含有量	
39	クロム含有量	
40	大腸菌群数(排水:デソ法)	
41	窒素含有量	
42	磷含有量	

環境基準、県条例及びその他の追加項目

1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	昭和46年環境庁告示第59号
2	大腸菌群数(環境:MPN法)	昭和46年環境庁告示第59号
3	大腸菌数(CFU/100ml)	
4	ニッケル	JIS K 0102
5	有機物(全有機体炭素(TOC)の量)	JIS K 0102
6	塩素イオン濃度	JIS K 0101 12
7	電気伝導率(EC)	JIS K 0101 32

